

『沙石集』における国語の位相

坂 本 元 太 郎

I

すでに『清少納言枕草子』を中心として、当時における言語事情と清女の言語意識について考察をすすめ、主として国語の位相の問題に言及したのであるが、^(注1)本稿では一二八三年（弘安六年）に成立したと考えられている説話文学『沙石集』における国語の様相の違い、つまりことばを中心とした位相の問題を取り上げて考察をしてみることにする。

『枕草子』の、言語観察および言語評論としての重みは、当時の言語現象や事実を、あるがままの客観的な存在として認識することに始まり、それをある種の主体的な規範意識のもとに分析しているという点で、国語史上注目すべきものであり、存在としての言語事実そのものと、それに対する批判のかたちで提出された当為としての規範『沙石集』における国語の位相

意識との二つが、かなり厳密に区別されながら記録されていることに高度の資料的価値が見出されるものである。それに比較して『沙石集』における言語に関する発言や記述は、総量の上で決定的に少なく、さらにまた質的にも具体性や直接性に欠けるものであることは否定できない事実である。その点では『枕草子』の発言に比肩すべくもないが、そうした差異をもたらした事情には甚だ興味深いものがあると考えられる。詳述することは避けるが、『枕草子』と『沙石集』とが、国語史への発言において、深浅・広狭・高低の差異をもたらした要因は、清女と無住法師の主体的な資質や条件、つまり作者の言語に関する考察態度や関心の持ち方によるものであると言つてよいのではあるが、もう一つの隠れた要因として、隨筆文学と説話文学という、文芸ジャンルの違いから生じた結果であるということも、見落すことのできない問題であろう。

言語が社会構造や文明の発達に対応して変化するものという視点に立てば、社会組織が未分化の状態にあった原始社会の言語は、单一であり単純なものであったことは想像にかたくない。未分化で单一であった言語が、人間社会の発展や多様化に比例して分化し複雑化の方向をたどり始める。社会の中に、いくつかの地域集団や職業集団、または身分集団などが形成されてくるにつれて、言語もまたそれぞれに特殊化し獨得化しながら、結果的にかなり異なった様相を呈するようになる。こうした、ことばの様相の違いやへだたりを位相と言うならば、国言の歴史にみられる位相の具体的なすがたは、貴族社会における貴族語・女房詞、封建社会における武士詞・町人詞または方言および敬語の発達、民主市民社会におけることばの画一化・平均化となつて、一つの流れを形成している。さらにその流れと表裏しながら、忌み詞や隠語の盛衰といった問題も深くかかわり合つてくるのである。

国語の位相について、『国語学辞典』（国語学会編・東京堂）には次のような説明がある。要約して掲げるならば、

(1) 地域的に異なつた社会には違つた方言が行われ、(2) 性の相違からいえば男性語と女性語との違いがあり、(3) 年齢の相違からいえば幼児語・児童語・成人語・老人語などに分かれ、(4) 職業の違いからは各種の職業・農工商業・獵師・船頭・遊女・僧侶・どろぼうなどのことば、(5) 階級や教養の特殊な社会には宮廷語・武士語・学者語・通人語・山窩のことばなど、(6) 学術・専門の特殊な社会には違つた学術語、(7) 戦争や商売の縁起を祝うような場合には陣中語や忌詞というふうに各種の位相のことばが現在まで行われてきているし、また、(8) 書く場合と話す場合というような表現様式の事由からも位相が認められる。（同書・二七ページ）となつていて、八種類の位相のことばを紹介している。

しかし以上の種類のほかにも、たとえば(4)に有縁なものとして、秘密保持や仲間意識を目的とした特殊語である隠語、あるいはまた、(8)に有縁なものとして文体（漢文体・和文体・宣言文体・和漢混交体・候文体・口語体など）の問題もあげられるであろう。

以上の位相の種類を別の視点からより簡潔に規定するならば、(1)は地理的差異、(2)と(3)とは生理的差異、(4)と(5)などは社会的差異に、それぞれ基づくものと考えることもできる。そうした言語の位相が生じた理由はいくつか考えられるであろうが、a 地理的な自然要因によるもの（方言）、b 人為的な要因——封建制度によるもの（方言・階級語）、c 国民性——民族的な要因によるもの、とくに生活態度や生活様式の多彩化と排他性（sectionalism）に起

因するもの（職業語・忌み詞・隠語）とに大別することができるが、実際にはそれらの諸要因が相乗し複合して国語を多様化したものと考えるべきであろう。

ところで、『沙石集』から、各種の位相に有縁な章段を示すと次のとおりである。

卷一 (一) 太神宮御事

卷八 (一七) 魂魄ノ振舞シタル事

卷八 (一九) 便船シタル法師事

卷八 (二〇) 船人ノ馬ニノリタル事

関係する章段が比較的少なく、しかも卷八に集中しているという特異な傾向を見せてている。以上のほかにも当時の言語一般や言語事情に関係あるものとして、

語感・用語 卷六 (三) 或禪尼説教師讚タル事

語感・用語 卷六 (三) 説教師ノ言ノ賤事

文字言語 卷八 (一) 児ノ飴クヒタル事

文字言語 卷八 (一三) 尼公ノ名事

言語と理解度 卷八 (一二) 姫君事

などの章がある。しかしこれらの章段は国語の位相論と言うより、言語的事実一般に関するもので、内容的にも極めて部分的、断片的なものと言うべきあり、趣味的な興味本位の域を出るものではない。

『沙石集』における言語の位相や言語事情を考察するにあたっては、前掲の関係章段の順序に従うことなく、位相の種類ごとに論ずることとし、さらに必要に応じて、『枕草子』の発言をも取り上げながら理解を深めていくことにしたい。

当時における庶民社会の言語事情—とりわけ職業集団によることばの位相にふれたものとして次の二章がある。それは社会的な差異とでもいうべき職業によることばの違いを問題としたもので、「船ことば」が主題となつている。

船人ノ馬ニノリタル事

伊勢國中島ノ物ハ、船ニノミ乗キ。馬ニ乗ル事ナシ。弥太郎ト云船人、尾州ノ或山寺ニ、僧坊ヘ行テ始テ馬ニ乗タリケルヲ、馬ヨリフトシテ咲ワムトテ、ウチツレタル童部ノ馬ヲ先ニ馳セケレバ、ツレテ走ルニ鑑ヲフミカキ、手綱ヲヒキ、リテ、サ、原ニヌケテヲチテケリ。アワテサワグ事限ナシ。サテ僧坊ヘカヘリヌ。坊主「イカニ、馬ニ乗リテイカ、覚ユル」ト問ヘバ、「浅猿あさましキメニ逢テ候ツル。ハヤテニ逢テ、棍モトリアエヌ心地シテ候ツルガ、ユカキヲフムキ手綱ヲ引切リ、ヘノ方ノサ、原ニ、ゾブト落テ候ツル」トゾ云ケル。ヨクヨクナレタル船詞ニコソ。手綱トハ、帆ニ付タルナワトリ、燈ハユカク物ニ似故ニ、カク申ケルニヤ。此事ハまりあた親リ聞タル人ノ語リ侍シ事也。

(卷八・二〇)

『沙石集』における国語の位相

特殊な職業に従事した船人（弥太郎）が、勝手の違った乗馬の際にも、船ことばという生活語でしか表現できなかつたこと、つまり異なつた場面に対し、それに即応したことばを選択して使用することができなかつた事實を問題としたものである。作者の、苦笑じみてはいるが肯定的な心情のうかがわれる一節ではある。「ハヤテ」（空風・疾風）→馬の疾走、「棍モトリアエヌ心地」（楫を取つて方向も定めがたいような恐ろしい気持ち）→手綱を持つて馬を制御することのできない、恐ろしい気持ち、「ユカキ」（船に使用する「湯搔き」）→（形が似ているところから）燈のこと、「手綱」（船の帆綱）→馬の手綱、「ゾブト落テ候ツル」（水の中にザンブと落ちる）→馬からドット落ちる、というぐあいにそれぞれ対応するわけである。職業的位相としての「船ことば」が、まぎれもなく存在していた事實をこれによつて知ることができるのであるが、それがさらに「此事ハ親^{まつあた}リ聞タル人ノ語リ侍シ事也」と書き添えることによつて、事實性を獲得する結果となつてゐるのである。

『枕草子』にも、当時の貴族社会および一部庶民社会の言語事情にふれて、

ことばなめげなるもの 宮のべの祭文読む人。舟漕ぐ者ども。雷鳴の陣の舎人。相撲。（二五八段）

とある。ここでも労働にあけくれる舟人達のことばが、「なめげなるもの」として問題となつてゐる。「祭文読む」巫女のことばを「なめげなるもの」と捉えている点は、やや理解に苦しむところであるが、あるいはその特有ななりや音調などについて言つたものであろうか。以下、舟人のことば、下級役人であつた舎人のことば、各方から召集されたと考えられる相撲とり（力士）のことばが列挙されていて、ここにも言語の位相を明らかに看取することができるるのである。特殊な職業にたずさわる者（巫女）、下賤な者（舎人・舟人）、地方出身の者（相撲）

など、職業・身分・地域の差異による言語の位相の問題がこの段の主眼となつてゐる。『沙石集』の前掲の一章においては、「なめげなるもの」といった主觀語による評価はなされてはいないで、逆に「ヨクヨクナレタル船詞ニコソ」と善意で肯定的な発言に支えられているが、この点にも中央貴族社会に生きた清女およびその時代と、中世庶民社会との懸隔がしのばれるものである。

社会構造が複雑になり、いくつかの職能集団に分化し、次第にそれが確立されてくるにつれて、言語もまた多様化するのであるが、その中でも特に重視すべき位相として「忌み詞」がある。忌み詞は日本古来の言靈信仰を背景に古くから存在したもので、たとえば『延喜式』（九二七年）にみられる「斎宮忌詞」には、総数十四語の忌み詞が記録されている。忌み詞は、特定のことばをタブー視してその使用を避け、そのことばの代用として成立したもので、次の第一章は言語の位相の一つとしての忌み詞の存在を明確に物語るものである。

便船シタル法師事

下總國ノ或渡ニ、便船セムトテ、若キ法師出来ル。「イヅクヨリゾ」ト問ヘバ、「風早ノ唯蓮坊ノ許ヨリ」ト云。船人極テ詞ヲイム習ニテ、「アライマ／＼シ。風早ト云ダニモイブセキニ、唯蓮坊、弥々恐ロシ。サリトテハ、船貨ナムド、モタヌゲナル御坊ノ、口ノワルサヤ」と云ヘバ、「タゞ乗テ御坐セ、貨ニハ大豆ヲボレ／＼一升モチテ候ゾ」ト云ヘバ、「此坊ノ又イマ／＼シキ事ノ給。コボレ／＼ノキ、タクモナサヨ」トテ、「ヲリ給ヘ／＼ト、シカリケレバ、「爰ニアレバコソ、六惜カクモノ給ヘ。ヘノ方ニ行テ、ウチカヘテフセラム」ト云ケレバ、中／＼ニ余ノ事ニテ、笑ヒテ乗セテケリ。サノミコソ、船コトバトリアツメテ、悪ツゞケタリケレ。

(卷八・一九)

右の文末にある「船コトバトリ集メテ、悪ツあしくタリケレ」に見える「船コトバ」とは、「船人極テ詞ヲイム習ニテ」ということから理解できるよう、船人の位相語であると同時に、より厳密には船人の忌み詞として捉えた方が適切である。元来、忌み詞には言いかえを必要とするだけの心理的な理由や必然性があったわけで、それが十分に意識されて用いられていたはずである。しかし時間の経過するにしたがつて、忌み詞が元来負担していたはずの忌み概念が意識されなくなってしまうという傾向を持つている。つまり忌み概念の漸減という事実があると言つてもよい。右の一章に登場するいくつかの忌み詞の場合には、まだ十分に忌み概念が残存していると考えられるもので、現在においても理解できるという点で具体性を持つているといえよう。ところで、右の一章における忌み詞と、それに対応する主観語との関係を考えてみると、「風早（イブセキニ）・唯蓮坊（弥々恐ロシ）」→（アライマクシ）、「コボレク（イマイマシ・キ、タクモナサヨ）」「ウチカヘテ（中クニ余ノ事）」となつていて、それが否定的な感情で受けとめられている点が注目される。以上の忌み詞について、その負担している忌み概念に関する説明を加える必要はないとは思うが、「風早」（地名）は文字どおり早手・突風のこととに通じ、「唯蓮（坊）」は「湯（船中にしみこむ水のこと）入レン」と同音で語呂が同じ。また、「コボレク」については、若き法師が意図したものは「零る・溢る」の意で、こぼれること、あふれることなのであるが、これが同時に「こわれる・崩れる」という意味をもつ「毀る」と同音であるので、船人にとっては忌み嫌うべきものとなつたのであろう。（注3）さらに「ウチカヘテ」は船が転覆する意にも通ずるもので、以上の四語はともに忌み詞としての存在理由を十分に持

つて いるわけである。

前述したように、『枕草子』にも「ことばなめげなるもの」として、職業的差異、身分的差異そしてまた地域的差異に基づいた言語の位相に関する発言があつたが、『枕草子』には、これ以外にも言語の位相についてのいくつかの問題を提起していく、その点では『沙石集』の発言を質量ともに凌駕していると言つてよい。『枕草子』における位相論は、前掲の諸段と同じように、いわゆる「もの」形式をとりながら、主題に対応した具体例を提示するというかたちになっている。位相に関する発言として、

おなじことなれどき耳ことなるもの 法師の言葉。をとこのことば。女の詞。下衆の詞には、かららず文字あまりたり。(六段)

とあるが、注目に値する。同じ意味のことばではあるが、それを聞いた場合に、違った感じや印象を持つことがあるという発言を支えている清女の言語感覚や感受性は、十分に自覺的であるとは言えないにしても、決して凡庸なものではない。自明のことながら、「法師のことば」とは職業的位相によるものであるし、「をとこのことば・女の詞」は性的生理的位相に、また「下衆の詞」は階級的位相に基づいたもので、ともに「ことばなめげなるもの」(二五八段)に見られた言語意識と共通の次元に立つものと言うことができよう。

『沙石集』には忌み詞に関するものとして次のような記録も見える。

去^{さんくる}弘長年中、太神宮へ詣デ侍シニ、或社官ノ語シハ、当社ニ三宝ノ御名ヲ忌、御殿近クハ僧ナドモ詣デヌ事ハ、昔此国未ダナカリケル時、大海ノ底ニ大日ノ印文アリケルニヨリ、太神宮御鉢^{さしゃだ}指下テサグリ給ケル。其鉢ノ

滴、露ノ如ク也ケル時、第六天魔王遙ニ見テ、「此滴國ト成テ、仏法流布シ、人倫生死ヲ出ベキ相アリ」トテ、失ハシ為ニ下ダリケルヲ、太神宮、魔王ニ会給テ、「ワレ三宝ノ名ヲモイハジ、我身ニモ近ヅケジ、トク／＼帰り上給ヘ」ト誘のぼりヘ給ケレバ帰ニケリ。其御約束ヲ「タガヘジトテ」、僧ナド御殿近ク参ラズ。社殿ニシテハ、經ヲモアラハニハ持ズ。三宝ノ名ヲモタゞシク謂ズ。仏ヲバ立スクミ、經ヲバ染紙、僧ヲ「バ」髮長、堂ヲバヨリタキナドイヒテ、外ニハ仏法ヲ憂キ事ニシ、内ニハ深ク三宝ヲ守リ給フ事ニテ御座ス故ニ、我国ノ仏法、偏ニ太神宮ノ御守護ニヨレリ。

事実であるかどうかは論外であるが、いくつかの忌み詞が成立するに至つた事情が記録されている点で興味深い。要約するならば、六欲天の第六位にある魔王が、新しく生成した國に仏法が流布して、人々が生死迷妄の世界を離れ悟の境地に入ることを恐れて、はるばる下つて來たのであるが、太神宮が、仏法を近づけることはしないと偽りなだめすかして、魔王を追いかえした。その際に魔王との約束に背かないしるとして、仏法に関するいくつかのことばを忌み嫌つて、別なことばで言いかえ、それを使用させたというのである。忌み詞は元来、言靈信仰を母胎として成立したものであつて、人間の言語には靈力があるので、言語表現の内容はいづれは現実に具体化するものであると信じられていた。したがつて不吉なことばや縁起でもないことばはタブー視され、表現をかえたり、場合によつては反対語を用いたり、または間接的に表現したりすることによつて、不吉な事がらの現実化するのを避けようと配慮するに至つたわけである。現代においても、たとえば「死」「塩」「最後」「終り」などを避けて、「直る」「浪の花」「結び」「お開き」などと、発展性を暗示することばや極端には正反対の概念のことばで代用す

るのは周知のとおりである。こうした配慮は、当然のことながら相手を思いやる心情にも通するもので、その点に忌み詞の原型的発想が認められるのである。ここでは、

仏→立スクミ 経→染紙 僧→髪長 堂→コリタキ

などの忌み詞の例があげられているが、その中の「経→染紙」「僧→髪長」「堂→香燃」の三語は斎宮忌詞にもすでに見られ、古くからの忌み詞であることがわかるのである。また同じく「卷一・(二) 太神宮御事」の中に、「当社ニ物ヲ忌給フ事、余社ニ少シ替リ侍リ。産屋ヲバ生氣ト申ス。」とあるのもそれである。

『沙石集』巻八・一七に、「魂魄ノ振舞シタル事」の一章がある。その中の後半の説話に先立つて、次の二節が記されている。

ヲコノ物ナラバ、慄^{なまじい}事シ出シテ、人ヲモ損ジ、我モ亡ブベキニ、イミジク振舞タル事ヲカキヲキテ、尾籠ノ物カミニセムトナリ。ヲコノ物ハ、戯レヲトガメテ事ヲ出ス。賢キ物ハ、^{まこと}実ヲモ戯レニシテ事ヲアヤマタズ。能々可レ有レ心ヲヤ。

右の一節の後半は、「愚かな者は、人が戯れにしたことを本気で咎め、その結果、大事をしてしまおうものだ。それに対して賢く思慮ある者は、人が本気でよくないことをしても、それを戯れでしたことだととりなして、決してその処置を誤らないものだ。」といった趣旨であると思われる。見出しにある「魂魄」とは、「思慮ある」とか「心が円熟している」というほどの意味であろうが、以上のことを受けながら次の二文が記されている。

或力者法師ノ、棧敷ノ前ニテ、簾ノ中ハ(ニヘ)向テ鼻ヲカミタルヲ、「何ニ狼籍ニ」ト被^{いか}咎テ、^{かしこまり}畏^テ、

「イシイ悪口仕テ候」トゾ云ケル。

(卷八・一七)

ある力者法師の、機転に富んだ思慮ある発言ぶりを問題にしたものである。元来、「イシイ」の語義には、(1)「よい・好ましい」、(2)「立派だ・けなげだ・見事だ」、(3)「おいしい・うまい」(主として女性語)、(4)「驚くべきことだ・たいへんだ・重大だ」、(5)「荒々しい・悪い・粗暴だ」などがある。その中で(1)(2)(3)が肯定的で価値的な意味であるのに対し、(4)は善悪両様に用いられ、(5)に至っては、本来の意味を逆用して否定的に用いたものとなつて(^{注5})いる。『全国方言辞典』によれば、千葉県山武郡では(5)の意味に用いるとあり、また、『日本国語大辞典』では、方言として群馬県多野郡、埼玉県秩父、山梨県で(5)の意味に用いられるとの説明がなされている。そのほか『物類称呼』(卷五)および『和訓栞』にも、ほぼ同様の記述があることから考えると、一部の方言として「荒々しい・悪い・粗暴だ」の意味に用いていたことは事実である。以上の経緯から、力者法師は表面的には肯定的なニュアンスを持つていて、「イシイ」という語を用いることによって、その場の非難を巧みにかわし、その雰囲気をとりつくろいながら、その実は、方言としての否定的な意味を二重に投影させることで、事がらのスジを通して、言うべきことは言つてはいるということになるわけである。「イシイ」に内在する相反した二義のニュアンスを場に合わせて使い分けた点に、思慮ある行動と言われるゆえんがあつたのであろう。

方言は地理的差異に基づいた言語の位相である。それに有縁な記録は、単に『沙石集』のこの一章やすでに述べたような『枕草子』の一節にとどまることなく、中古および中世の諸作品を通して、いくつか散見される。たとえば当時の方言意識や方言に対する評価として、次のような事実が認められている。『源氏物語』では、

(守は) 若うよりさる東の方の、遙かなる世界に埋もれて、年経ければにや、声などほととうちゆがみぬべく、物うちいふ、少しだみたるやうにて、

(東屋)

宿直人の、あやしき声したる、夜行うちして、

(東屋)

庭の草もいぶせき心地するに、賤しき東声したる者どもばかりのみ出で入り、

(東屋)

といった文章があり、いずれも東国のことばなまりを異質で異様なものとして捉えているし、さらにはまた『平家物語』では、木曾義仲を評して、

ものいひたることばつづきのかたくなることかぎりなし。

(卷八・猫間)

と見え、時代はやや異なるが、『太平記』にも、

(卷二十一)

公家の人々、いつしか言ひもならはぬ坂東声をつかひ、
と言つた記録も見える。これらはすべて中央の上流社会の視点からの発言で、彼等にとつて非日常的言語である方言の存在を自覚したことを物語るものであることにほかならない。しかし上記の諸例に見るかぎりでは、方言を音声言語としての点から捉え、ことばのなまりを主として問題にしていると考えられる。『源氏物語』ではその異質性を、「声などほととうちゆがみ」、「物うちいふ、少しだみたるやうにて」、「賤しき東声」と評し、平家物語や太平記では、「かたくなる」「言ひもならはぬ坂東声」と捉えている点に共通な認識を見出すことができる。それに比して『沙石集』においては、ことばを音声や訛音現象の面から見ているのではなく、方言としての語義の違いやズレを問題にしている点に新局面があると考えられるのである。

これに関連して、ことばの意味の取り違え、または単純な錯覚の問題にふれたものに、次の二文がある。

或僧承久トハ万ノ軍ヲ云シリテ、「イヅレノ承久ト申候ヘ共、宝治ノ承久程ニ、自害多クシタル承久候ワズ」トゾ云ケル。ヲカシクコソ。

(卷八・一七)

言語の位相に関するものではないが、一つの言語事実として、ここに取り上げてみたわけである。承久の乱（一二二一年）があつたために、「承久」を戦いの意味に錯覚したのである。語の意味変化は実際には連想作用に導かれる場合が多く、二つのことばの間になんらかの関係—類似・原因と結果・全体と部分などの諸関係を認めて、本来の意味を他方に転用することから起るものである。したがつてレトリックにおける隠喻（雪の肌・鋸の歯・瓶の口）などは概念の類似関係から、換喻（女房＝女の部屋→妻）は空間と内容の関係から、提喻（御屋→宮・花桜）は全体と部分の関係から、それぞれ意味変化を起こしたもので、こうした基本的な変化転用のあり方に比して、ここで問題となつてゐる「承久」と「戦い」との関係は、極めて個人的で単純な取り違えによるものなのである。

音声言語における錯覚を論じたものに、

又或僧、「此程余寒ヨソ、法ニ過テ候ヘ」ト、人申ケレバ、「晝寒トテモ」トゾ云ケル。余寒ヲ、夜寒ズルト心ヘタルニコソ。

(卷八・一七)

がある。同音異義の問題で、「余寒」とは立春後三〇日を言い、また「寒ズル」とは寒さの厳しいことを言うのであるが、ここでは「余寒」を同音の「夜寒」に誤つたわけである。文字言語（漢字）の場合には同音による誤解

は避けられるが、表音文字や音声言語においては誤解を生ずる頻度は高く、この一文も現代にも通ずる言語事情を示したものと言えるであろう。

文字言語（漢字）に有縁なものとして卷八の二章がある。しかし前にも述べたように、いずれも断片的で興味本位なものであり、言語意識や関心の度合という点で評価以前であると言わざるを得ない。

父、「ゲニモ世間ニ聞タリトモ不^レ覚。文字ハイカニ」ト問へバ、「ブラハ、カブラノブラ（布良）、チハク、タチノ、チ（知）」トゾ云ケル。アマリニ風情過テ、却テヲカシクゾ思ケル。
（卷八・一一）

とか、また、出家した女性に法名を付けるのに、神仏の名から一字ずつとり集めて、「阿釋妙觀地白熊日羽嶽房」とし、「余ニ長クヨソオボユレ」と寸評を加える（卷八・一三）など、単なる感想以外のなにものでもない。同じ文字言語（漢字）について述べたものでも、たとえば『枕草子』の次の発言に比較すると、その言語意識の点で決定的な違いのあることが確認できるであろう。

見るにことなることなきものの文字に書いてことごとしきもの 覆盆子。鴨跖草。灰。蜘蛛。胡桃。文章
博士。得業の生。皇太后宮の権の大夫。楊梅。

虎杖は、まいて虎の杖と書きたるとか。杖なくともありぬべき顔つきを。

（一五四段）

文字に書いてあるやうあらめど心得ぬもの 炒塩。柏。帷子。屐子。樋舟。

（一本・四段）

説話集である『沙石集』と異なって、『枕草子』は隨筆であるから、言語現象の記述がより具体的になる可能性の大きいことは認められるにしても、両者の発言には本質的な言語意識の違いが看取される。見た目には格別なん

ということのないものではあるが、漢字にした場合に大きさに感じられるものを列挙し、实物と漢字による表記との間に、ある心理的なズレを感じることを問題とし、漢字の形の複雑さが实物との間に作り出したアンバラシスを、女性的な心理でとらえている。とくに漢字の語義にまで立ち入って、「杖なくともありぬべき顔つき」なのに「虎杖」と書かることの不自然さを述べた点、おもしろくもあり、ユーモラスでもある。さらにまた、实物と漢字との対応を一応は認めながらも、漢字で表記する意味的必然性を疑問視したりするなど、『沙石集』とは、言語についての発言において質的な違いがあるのを感じさせる。

語感および用語の問題にふれた一章に、「卷六」の(二)と(三)がある。用語(ことば)と語感とは対応するものであって、それだけにことばの選択や用い方および呼応の点で配慮が必要であることを説いたものである。言語に対して抱く印象を語感というが、一つの用語に接するとさまざまな印象がその用語と結合して、主観的にその対象を個別化したり固定化したりする。この場合における印象とは、対象(用語)自体が本来的に負担している概念とは次元を異にしたもので、たとえば上品・下品、快・不快・新鮮・陳腐などの、その用語をとりまく情意的で心的なムードである。

名を聞くより、やがておもかげはおしゃからるる心地するを、見るときはまたかねて思ひつるままの顔したる人こそなけれ。

(『徒然草』・七一段)

人名や地名などの名称から、なんらかの印象をそれに持つことは、日常しばしば経験するところであるが、そうした語感は、本来的には個人的なものであって、人それぞれの言語経験に影響されることが大きい。その意味で語

感は個別的で特殊的なものである。しかし一方では、一つの国語社会、一つの方言社会には、それ以外の言語に比較して共通の語感を形成していることも事実で、そうした視点からすると、語感は共通的で普遍性を持つたものであると言えなくもない。「個別的・特殊性」、「共通的・普遍性」といった矛盾した性格や要素の調和が崩れ、バランスを失うと、しばしば、そうした語感を負担している用語の選択自体が非難され問題となってくるわけである。

或禪尼説教師讀タル事

信州ニ、ナニガシノ尼公トカヤ云ケリ。鎌倉ニテ仏事シケルニ、幼少ノ時ヨリ見知リタル僧ノ寿福寺ニアリケルニ、説法セサス。施主ノ心ニ相叶かなひタリケルニコソ。此禪尼帰テ、女房共ノ中ニテ讀ほめケルハ、「サテモ此御房ノ幼ナクテ、シヽ打出シテアリシ時ヨリ、ミソダテタレバ、何事ノアラムゾト思ヒタレバ、此御房コソノボレ。別ノ事アラジト思ツルニ、ヨニヨクスル、アハレ、ヨクスル物哉かなト、思フ程ニ、終ニ一セメセメシニコソ、尼ハ、キモ魂モ失テヲボヘツレ」トゾ云ケル。詞ノカヽリ、実ニ聞惡まことクコソ覺ユレ。コレハ、鎌倉ニテ沙汰セシ事ナリ。尼公ノ名も、僧ノ名モ忘侍リ。

「詞ノカヽリ、實に聞惡クコソ覺ユレ」という評価がすべてを言い尽している。「シヽ」「ヨクスル物哉」「一セメメシ」という一連の用語の選択の不適切さと、それから受ける語感を問題としているわけである。

説教師ノ言ことばノ賤いやしき事

奥州ニ或僧、卒都婆ヲ供養スルニ、大方才覚モナカリケレドモ、鳥無キ島ノカハホリニテ、ユヅル方ナクテ、押おしはからひ計テゾシケル。「卒都婆ニハ・名「ノ」付タルニヘト功能トヲ可レ申候。名ヲ釈セバ、卒都ト云ハ、外ニ立

ガ故ニ「コソ」卒都ト云、バトタウルユヘニ、婆ト云。功能ヲ云バ、卒都婆ノ頭ハ、トイデモ、ヨクトグベキ物カナ、ノト、タビノナガメテ、「其故ハ、地獄ノ釜ノ尻ヲ、ツキヨボシ候ワヌ（＝ム）為ニヨ」トゾ云ケル。

常州ニモ、コレ程ノ説經師アリケリ。百姓共、類講ト名テ、或橋ヲカケヌ。其中ニ先立ツモノアレバ、孝養ノ為ニ、卒都婆ヲ立ナンドスル事ニテ侍ルニ、橋カケ、卒都婆立、供養セサセケル時申ケルハ、「此橋ノ功德ト卒都婆ノ功德トヨリ合テ、若聖靈淨土ニ生ジ給ハズハ、此法師ガ一生ノ頸、七キダニ被レ切候ワヌ（＝ム）」トゾシケル。誓状マデハ、アマリニコソ。

ともに説教師という立場と、供養という場に適応しなかつたというよりは完全に無視した発言や物言いが問題となっている。卒塔婆についての説明ぶりもさることながら、「地獄ノ釜ノ尻ヲツキヨボシ候ワム為ニヨ」とか、「此法師ガ一生ノ頸、七キダニ被レ切候ワム」といった表現が、いかにも品位がなく度が過ぎている。語感をたいせつにして用語を慎重に選択することは、同時にまたその場面をよくわきまえて、それに適合した表現を心がけることに表裏するものであるといえよう。

語感と名称（用語）というよりも、実物と名称の関係に転位して考えてよいものに、「卷八」の（一六）「魂魄ノ俗事」という一章がある。「一切智者ノ判官代」と称する男の、当意却妙ぶりを主題にしたものであるが、彼の機転を通して、名称と実物との類似が問題となっているところである。原文は割愛するが「ナメノトシテクルメク」未知の生物を見て、「クダルグツ」という名称をつけ、後年、こんどは同じ生物の「カラノトヒ」たるのを見て、

「ヒヒリヒツ」と名づけたというのである。全く取るに足りない話であるが、「名は体を現わす」または「名詮自性」といったことを意識した一文であろう。

国語における位相の問題とは、直接には関係のないことではあるが、「巻八」の（一一）「姫君事」の一章も、言語における表現と内容理解との問題を考えさせる説話である。輿入れする姫君に、言葉遣いに注意するよう教えた乳母の真意が全く理解されていない結果に終ってしまったというもので、「物ノ心ヲ得ズシテ詞ニ 隨事したがふ」を戒めている。

以上、極めて概括的ではあるが、『沙石集』を中心として国語の位相について考察を加えてみた。しかし中には、国語の位相の枠からややはすれて、当時の言語事実や事情について言及したところも二、三あつたが、ともに有縁なものであるという観点から寛恕願いたい。なお『沙石集』には、本稿で取り上げた関係章段以外にも言及すべき章段があると考えられるが、その点については後日に俟ちたい。

注1 坂本元太郎『清少納言枕草子』に見られる言語事情と言語意識』・北海道武藏女子短期大学「紀要」第六号・昭和四十八年十二月。

注2 清少納言の、言語に関する敏感な感受性は、たとえば次の二文によつても知ることができよう。

ねたきもの 人のもとにこれより遣るも、人の返りごとも、書きてやりつるのち、文字一つ二つ思ひなほしたる。(『枕草子』九五段)

注3 「毀る」の意味としては、「聞きしよりもまして、いふかひなくそこぼれやぶれたる」(『土佐日記』)、「小堀田の坂田の橋の

『沙石集』における国語の位相

一〇

「こぼれなば」（『万葉集』二六六四）などに徵するまでもなく頻出する。

注4 「こぼれなば」などに徵するまでもなく頻出する。

たとえば次のような記述が『枕草子』に見える。

さるは、かう思ふ人、ことにつぐれてもあらじかし。いづれをよしあしと知るにかは。されど人をば知らじ、ただ心地にさおぼゆるなり。（一九五段）

「いしい」が「荒々しい・悪い・粗暴だ」という意味に用いられた例としては、「身代もいしくなつて、わんぼ一枚にはなつたれ共」（淨瑠璃・『加増曾我』・一）などがある。